



千葉県 農村地域産業導入基本計画の 策定について



法制定（改正）の経緯

1 農村地域工業等導入促進法（旧農工法）

農業と工業の均衡ある発展を図るとの要請から、
農村地域への工業等5業種の導入促進を目的に制定。

└工業、道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業及び卸売業

（千葉県農村地域工業等導入基本計画 ※最終改正H9）

平成29年7月 法改正

2 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律 （農村産業法）に改称

対象業種を工業等5業種に限定せず、サービス業等
にも拡大



農村産業法の概要（全般）

【対象地域】

農業振興地域、振興山村、過疎地域を含む市町村
 （三大都市圏の市町村及び人口20万人以上の市等を除く。）

【手続き】

主務大臣：農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣



○参考：地域未来投資促進法



【支援措置（例）】

土地利用上の措置	税制上の措置	金融上の措置
<ul style="list-style-type: none"> 農地法の農地転用の特例 農振法の農用地区域からの除外の特例 (第13条)	個人が産業用地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減 (800万円を上限とする特別控除) (第7条)	(株)日本政策金公庫による融資 (第8条)

- 予算上の支援（農山漁村振興交付金）、税制上の支援（中小企業投資促進税制等）の関連施策の活用を推進。
- 支援措置の活用を推進するため、地方公共団体、事業者等に情報提供、相談等を行う窓口を本省及び地方農政局に設置。



農村産業法の概要（対象地域）

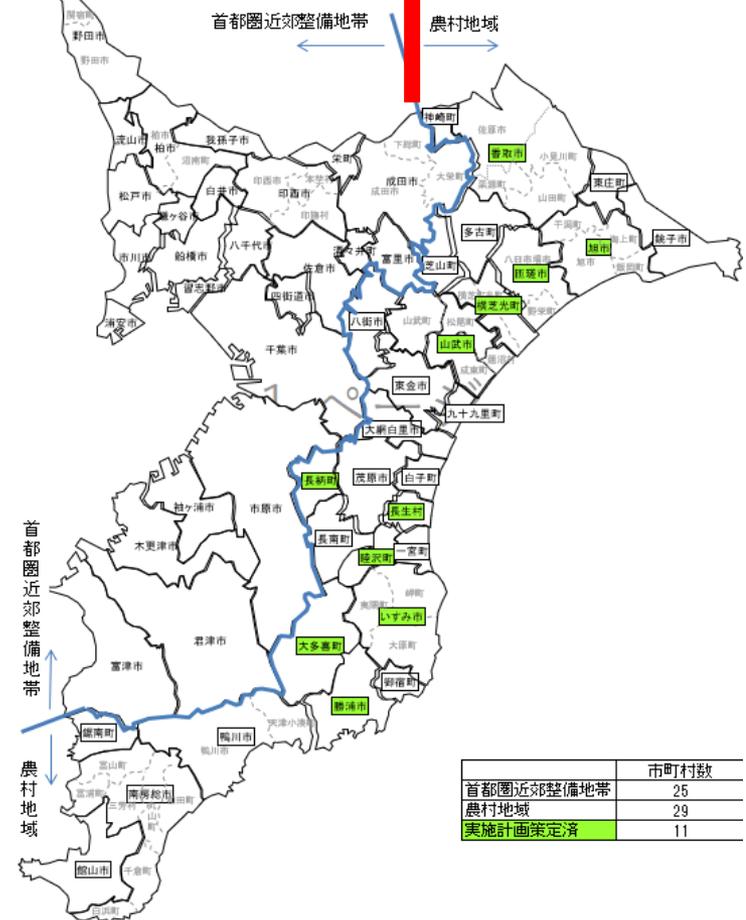
29市町村 （うち、策定済11市町村）

※旧法に基づく実施計画

銚子市、館山市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、八街市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、神崎町、多古町、東庄町、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

農村地域工業等導入実施計画策定状況

首都圏近郊整備地帯に属する市町村
農村地域に属する市町村





県基本計画改定の目的

農村産業法に基づく県の基本計画については、これまで県内の市町村において同法のスキーム活用の意向がなかったことから策定してこなかったが、複数の市町村から活用意向が示されたため、旧法に基づく現基本計画を改定することとした。

※旧農工法に基づく基本計画の効果は存続



主な改正内容（導入産業の業種選定の考え方）

「工業、道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業及び卸売業

旧農工法における工業等5業種限定を撤廃し、
導入業種は県が策定する基本計画に定められた業種の選定の考え方を踏まえ、
具体的には市町村の実施計画にて定める。

【選定の考え方】

- ・ 農業と導入産業の均衡ある発展
- ・ 地域社会との調和
- ・ 低公害・環境保全
- ・ 地域資源を活用した産業導入・農業と導入産業の相互補完
- ・ 導入産業に農業用施設で営む農業も含むこと

⇒地域の農業と導入産業は相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、
地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や、農村地域での立地ニーズのある産業
で、例えば、食料品製造業、農産物加工施設、農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、
ワイナリー等は望ましい。

※雇用創出効果に対し過大な用地を要する事業（例：データセンター、大規模商業施設
等）は望ましくない。



〔食品加工〕



農産物直売所



農家レストラン



農泊



木質バイオマス発電



【参考】農村産業法活用事例

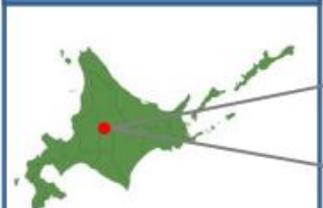
「地域資源を活用した商品製造を行っている」

北海道上富良野町上富良野地区「上富良野団地」

かみふらの

- 上富良野町の上富良野団地では、地域の畜産物(豚)を原材料にした食品製造が行われており、地域農業の振興に寄与。
- 93名の雇用、全員が地元雇用と就業機会の確保に貢献。

北海道上富良野町



業種名	立地面積 (ha)	操業年度	従業員数 (人)	うち地元雇用者数 (人)
食料品製造業	4.0	S49	85	85
窯業・土石製品製造業	1.6	H18	8	8



〔かみふらのポーク〕

富山県砺波市「若林工業等導入地区」

となみ

- 砺波市の「若林工業団地」では、立地する食料品製造企業において、地域の農産物(玉ねぎ、トマト)を使用しており、地域農業の振興に寄与。
- また、地元から26名を雇用(全体53名)し、地元雇用に貢献。

富山県砺波市



業種名	立地面積 (ha)	操業年度	従業員数 (人)	地元従業員数 (人)
輸送用機械器具製造業	1.8	R3	9	5
倉庫業	1.5	H4	10	6
食料品製造業	2.4	H5	51	26
鉄鋼業	1.7	H8	67	11
石油製品製造業	0.1	H8	3	0
金属製品製造業	0.1	H12	5	2



〔地元の食材を使った製品〕



主な改正内容（産業導入地区の設定等の考え方）

産業導入地区の区域は、市町村が実施計画において地番単位で定める。
なお、その際の留意事項は以下のとおり。

- ①千葉県農業振興地域整備基本方針に即すること
↳改正農振法に基づく確保すべき農用地の面積目標等との整合を図る
- ②各種の土地利用計画との整合性を図ること
↳国土利用計画・土地利用基本計画、都市計画マスタープラン等
- ③特定の地域で県が推進する計画や実施する事業の趣旨等と整合を図ること
↳地域未来投資促進法に基づく成田新産業特別促進区域基本計画 等
- ④過去に造成された工業団地等未活用の土地を優先して活用すること
- ⑤事業者の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを確認すること

⇒産業導入地区の区域の設定に当たっては、まず、市町村の関係部局間において十分な調整を行った上で、県の関係部局と事前に調整を行い、その結果を適切に実施計画に反映する。



主な改正内容（その他）

産業導入においては、事業者の急な撤退等の事態も想定されることから、以下の規定を措置する。

①実施計画のフォローアップ

市町村は、実施計画に基づき農地転用を行った後に事業者が立地を取りやめるようなことがないように、取組の進捗状況や目標達成状況を毎年フォローアップする。

②企業の撤退時のルール

やむを得ず事業者が撤退することとなった場合に跡地の迅速な有効活用が可能となるよう、市町村が撤退時のルールについて実施計画に盛り込み、事業者に同意を求める。



【参考】地域未来投資促進法との比較

比較項目	<p>農村産業法 農村地域において、農業と産業のバランスを重視</p>	<p>地域未来法 地域全体の経済の成長と発展を促す</p>
目的	<p>農村地域への産業の導入を促進することにより、農業従事者の就業機会を増大し、農業と導入産業の均衡ある発展を図る</p>	<p>地域の特性を生かして付加価値を創出し、地域の事業者に対して経済的効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業を促進する</p>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農村地域における農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること ・土地利用調整により、農村地域における農地の集積・集約化が図られること等、農業と導入産業との均衡ある発展が図れること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を生かすものであること ・高い付加価値を創出するものであること ・地域の事業者への経済的効果を有すること
土地利用調整の流れ	<pre> graph TD A[国基本方針] -- 国の同意 --> B[県基本計画] B -- 県の同意 区域なし --> C[市実施計画] C -- 産業導入地区 --> D[農振除外・農地転用] </pre>	<pre> graph TD A[国基本方針] -- 国の同意 --> B[県・市基本計画] B -- 県の同意 重点促進区域 --> C[市土地利用調整計画] C -- 県の同意 土地利用調整区域 --> D[事業者地域経済牽引事業計画] D --> E[農振除外・農地転用] </pre>
農地に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・農振法の農用地区域からの除外特例 (農用地区域からの除外可・線的整備8年経過対象外) ・農地法の農地転用許可等の手続きに関する配慮 (第1種農地等の農地転用可・4ha超農地の農林水産大臣協議不要) 	